



第2章 災害応急対策

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」に準ずる。

第1節 情報の収集・連絡

担 当
総務班、県

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集を行うことになっている。

村（総務班）は、村民にとって必要となる情報の収集・連絡に努める。

第2節 モニタリング体制の強化

項 目	担 当
1 空間放射線量率モニタリングの強化	総務班、県
2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査	生活対策班、県、事業者
3 農林水畜産物等の放射性物質検査	生活対策班、県
4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握	生活対策班、県

県は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施することになっている。

また、実施結果等については、村民などへ積極的に広報することになっている。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や市町村等関係機関へ連絡することになっている。また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加やサーベイメータによる測定等モニタリングの強化を図ることとする。

村（総務班）は、提供されたデータ及び村実施の測定結果を村民へ提供する。また、モニタリングの強化へ協力する。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県、村（生活対策班）、事業者は、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県が、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するので、村（生活対策班）は、提供されたデータを村民へ提供する。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

村（生活対策班）も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。

第3節 村民等への情報伝達・相談活動

項 目	担 当
1 村民等への情報伝達活動	総務班、県
2 相談窓口等の設置	総務班、県
3 避難者等への表面汚染測定の実施	総務班
4 避難者等への除染の実施	総務班

1 村民等への情報伝達活動

- (1) 村（総務班）は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く村民に向けて提供し、村内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 村（総務班）は、エリアメール、「しんとう安全・安心メール」により村民に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 村（総務班）は、村民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 村（総務班）は、県と密に連絡を取り、伝達する情報の内容を十分に確認する。
- (5) 村（総務班）は、村民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

ア 村内の空間放射線量率に関する情報

イ 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果

ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 村（総務班）は、県と連携し、速やかに村民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

ア 放射線による健康相談窓口

イ 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口

ウ 村内の空間放射線量に関する相談窓口

(2) 村（総務班）は、村民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

村（総務班）は、放射性物質や放射線に対する不安を払拭するために、本人からの要望等必要に応じ、村民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

4 避難者等への除染の実施

村（総務班）は、表面汚染測定の結果、除染を要する場合、除染場所や体制を確保し実施する。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

項 目	担 当
1 水道水の摂取制限等	総務班、生活対策班、県
2 飲食物の摂取制限等	総務班、生活対策班、県
3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限	総務班、生活対策班、県
4 食料及び飲料水の供給	総務班、生活対策班、県
5 上下水処理等副次産物の利活用について	総務班、生活対策班、県

1 水道水の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力対策指針の指標や厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、市町村等水道事業者に対し、摂取制限及び広報の要請を実施する。

村（総務班、生活対策班）は、県からの要請があった場合、摂取制限及び広報の迅速な実施に向け協力する。

2 飲食物の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

村（総務班、生活対策班）は、県から指導、助言又は指示があった場合には、当該飲食物の回収及び販売禁止等の迅速な実施に向け協力する。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県（森林環境部、農政部）は、原子力対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請並びに放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、市町村、関係団体、生産者等に要請する。

村（総務班、生活対策班）は、県からの要請があった場合、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限及び広報の迅速な実施に向け協力する。

4 食料及び飲料水の供給

村（総務班、生活対策班）は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達及び供給活動に基づき、県と協力して関係村民への応急措置を講ずる。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導、助言又は指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じる。

村（総務班、生活対策班）は、県から指導・助言、指示があった場合には、搬出制限等の迅速な実施に向け協力する。

第5節 風評被害等の未然防止

担 当
総務班、生活対策班、県

村（総務班、生活対策班）は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 廃棄物の適正処理

担 当
総務班、生活対策班、県

県は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督する。

村（総務班、生活対策班）は、県の指導監督に基づき、対処策の実施に向け協力する。

第7節 各種制限措置の解除

担 当
総務班、生活対策班、県

県、村（総務班、生活対策班）、その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。